

お知らせ ごあんない



秋の行政相談週間

総務省では、10月18日(月)から24日(日)までの一週間を「秋の行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を実施することとしております。

上島町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、住民の皆様の行政に関する苦情や意見・要望をお聞きし、皆さんと役所などの間に立ち、公平・中立的立場で相談にのってくれます。

《上島町の行政相談委員は次の方々です》

光法 健(弓削) 黒瀬登美子(岩城)
片岡 敏子(生名) 東 修二(魚島)

※行政相談日は毎月広報の上島町行事カレンダーで案内していますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

まずは、「法テラス」へ

日本司法支援センター「法テラス」は、法的トラブルをかかえた方々に、解決のきっかけとなる情報やサービスを提供しています。日々の暮らしのなかで、思わぬトラブルにあつてしまった…

法的トラブルを解決するのにどのような方法があるかわからない、どこに相談すればよいのかわからない、といった時は、「法テラス」までお気軽にお問合せ下さい。

■法テラスコールセンター

TEL 0570-0078374 (おなやみなし)

■法テラスホームページ

<http://www.houterasu.or.jp/>

「法の日週間」無料法律相談

■日時 10月25日(月) 10時～15時まで

(事前の予約は受付けておりません。相談の受付は当日9時から行います。)

■場所 今治市常盤町4丁目5番地3

松山地方裁判所今治支部

■担当者 弁護士

■主催者 愛媛弁護士会今治支部

■問合せ先 松山地方裁判所今治支部庶務課

TEL 0898-2310010

大事な契約や遺言などは公正証書に

10月1日(金)から7日(木)は「公正証書週間」です。公正役場をご存知ですか。公正役場では、当事者の依頼により、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸、損害賠償や慰謝料の支払いなど各種の契約書(公正証書)を作成しています。公正証書には、判決書と同様に、差し押えや取り立ての効力があります。遺言書も公正役場で作成しておく、家庭裁判所の検認という手続きを受けることなく効力が認められます。そのほか、会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。法律行為の確実を期するためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。公正役場では、いつでも公正証書に關しての法律相談を行っており、相談は無料です。

■問合せ先 〒794-0004

今治市旭町2-13-20 今治公正役場

TEL 0898-2312778

特定健診のご案内

(国保からのお知らせ)

※年に1回は特定健診を受けましょう。

生活習慣病はとくに自覚症状がなく進行するので、異常を確認するには毎年の健診が欠かせません。特定健診の1回当たりの経費は8,050円かかります。しかし上島町国民健康保険では、被保険者の負担を軽減し、生活習慣病の早期発見早期治療を行うため、自己負担額は1,000円としています。

特定健診は、年間を通じて次の医療機関でも受けることができます。(事前に医療機関への予約が必要です)

なお、医療機関での受診には国保発行の受診券が必要となります。愛媛県内の医療機関でも受診できる場合があるので、詳しくは役場住民課までお問い合わせ下さい。

【町内】

●岩城診療所

●上島町魚島国民健康保険診療所

●上島町高井神へき地出張診療所

【因島地区】

●因島医師会病院 ●中郷クリニック

●巻幡内科医院 ●弓場医院

●眞田クリニック ●鈴木内科医院

●益田眼科小児科医院 ●田熊巻幡医院

●三宅医院 ●田中医院 ●藤田医院

●岡崎医院 ●藤井医院

●中郷クリニック東生口診療所

●因島総合病院

あなたの家は大丈夫ですか？

上島町では木造住宅の耐震診断費用を助成します！

老朽化した木造住宅は、大規模地震により倒壊の危険性が高く、倒壊によって人命を失わないためにも、早期に住宅の耐震化を図る必要があります。上島町では、民間による木造住宅の耐震診断の円滑な実施を支援するため、愛媛県に登録した専門家による木造住宅の耐震診断を実施する所有者を対象に、その費用の一部について補助を行いますのでご活用ください。

- 対象となる木造住宅 ○上島町内にある昭和56年5月31日以前に工事着工した1戸建ての木造住宅
○階数が2階以下で延べ面積が500㎡以下のもの
○専用住宅、若しくは併用住宅で延べ床面積の過半が住宅の用途に供されているもの

※伝統構法、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法のもは対象外となります。

■補助対象者 対象となる住宅の所有者

■補助金額 補助対象費の2/3以内とし、20,000円を限度とします。

■対象となる耐震診断 「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」です。なお、愛媛県木造住宅耐震診断事務所及び愛媛県木造住宅耐震診断マニュアルは、愛媛県のホームページに掲載されています。

<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/130kenchikujut/00005747041124/taishin/taishin.htm>

■受付期間等 平成22年10月1日(金)～平成22年10月29日(金) ※募集戸数5戸(先着順)

■申込方法 耐震診断を希望される方は、上島町各総合支所建設課で事前相談及び仮受け付けを行っています。相談の際に補助の対象となるかどうかを確認しますので、住宅の建築年度や構造など、分かる範囲で調べておいてください。

■申込時に必要な書類 ①概略平面図、②附近見取図、③建築年度の分かるもの(確認通知書の写し若しくは登記簿謄本等)、④伝統構法住宅チェック表(仮受付時にお渡しします。)、⑤見積書、⑥借家の場合は借主同意書、⑦その他

民間建築物のアスベスト調査を支援します！

平成17年にアスベストによる健康被害が社会問題化したことを受け、これまで大規模民間建築物のアスベスト対策が講じられてきましたが、今年度より、小規模建築物に対する調査等が行われることとなり、上島町においても、火災・震災時におけるアスベストの飛散を防止するため、上島町内に建築されている民間建築物のアスベスト含有調査に要する経費に対して補助を行いますのでご活用ください。

■対象となる建築物 ○上島町内において吹付けアスベストが施行されているおそれのある民間建築物

■吹付けアスベストとは？ 「吹付けアスベスト」は、アスベストにセメント等の結合材と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹付けたもので、1962年(昭和37年)頃から1975年(昭和50年)に、壁・天井・梁・柱などに防火・耐火・吸音・断熱の目的で使用されました。また、同様の用途で使用している「吹付けロックウール」にも、1980年(昭和55年)まではアスベストを5%以下混合した場合があります。吹付けアスベストを使用した建物は、建築後30年程度経過しており、建て替え時期を迎えつつあります。

■補助対象者 対象となる住宅・建築物の所有者

■補助金額 補助対象経費の額とし、1棟につき25万円を限度とします。

■対象となるアスベスト対策事業費 アスベストを含有しているおそれのある吹きつけられた建材の、アスベスト含有調査に要する費用

■受付期間等 平成22年10月1日(金)～平成22年10月29日(金) ※募集戸数2戸程度(先着順)

■申込方法 アスベスト含有調査を希望される方は、上島町各総合支所建設課で事前相談及び仮受け付けを行っています。相談の際に補助の対象となるかどうかを確認しますので、住宅の平面図、現況写真、など、用意をしておいてください。

■申込時に必要な書類 ①建築物の位置図(1/25,000以上で区域を赤で表示)、②附近見取図(1/2,500以上で区域を赤で表示)、③確認通知書及び検査済書の写し、④平面図(アスベスト等の施行場所を表示)、⑤現況写真(建築物概観及び吹付けアスベスト等施行場所)、⑥建築物の所有権を証する書面、⑦共同住宅の場合は決議を証する書面、⑧見積書の写し、⑨吹付け建材の種類が分かる図書及び写真、⑩その他

《お問合せ・申込先》 弓削総合支所 建設課 TEL 77-2500 生名総合支所 建設課 TEL 76-3000
岩城総合支所 建設課 TEL 75-2500 魚島総合支所 建設課 TEL 78-0011

株券が紙切れに・・・

●未公開株のトラブルについて 未公開株とは、証券取引所や店頭で上場されていない株のことをいい、近年これをめぐるトラブルが報告されています。トラブルの内容は、「上場間近」「値上がり確実」などと金融商品取引業者ではない業者によって購入を勧められ、購入したものの「いまだに上場しない」一旦代金を支払ったが「解約しようとしても業者に連絡がつかない」といったものです。

また、過去に未公開株を購入した消費者に対して、被害を回復したいという消費者の心理に付けこんで「被害を回復してあげる」などと持ちかけ、別の未公開株の購入を勧めたり、公的機関名をかたり「未公開株の詐欺被害の調査をしている」などと信用させたうえで、代金の取り戻しの話を持ちかける悪質な二次被害もあり注意が必要です。

●被害にあわないために ☆「あなただけが儲かる」といったうまい話は要注意です。勧誘されてもきっぱり断りましょう。

☆未公開株の販売等が出来るのは、登録を受けた証券会社に限られています。未登録業者からの勧誘には注意しましょう。

☆未公開株の上場の有無や時期などについて、公的機関が個々の消費者に連絡したり、外部に委託して電話することはありません。

☆断りきれずに契約したり、何か心配なことがありましたら下記の相談窓口までご相談下さい。困ったときは、ピピッと相談！



【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター TEL：089-925-3700 FAX：089-946-5539 e-mail:seikatu-center@pref.ehime.jp

岩城総合支所産業振興課 TEL：0897-75-2500、せとうち交流館 TEL：0897-77-2252、

生名総合支所産業振興係 TEL：0897-76-3000、魚島総合支所建設係 TEL：0897-78-0011

10月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(金)	小	3:05	282	16:56	306	9:48	94	22:58	184
2(土)	小	4:29	266	18:27	306	11:11	108	—	—
3(日)	長	6:18	267	19:43	320	0:44	177	12:49	106
4(月)	若	7:46	291	20:40	339	2:04	151	14:10	90
5(火)	中	8:50	325	21:27	356	2:59	117	15:11	70
6(水)	中	9:42	359	22:08	369	3:43	83	16:02	54
7(木)	中	10:29	386	22:46	376	4:23	52	16:47	46
8(金)	大	11:12	405	23:22	376	5:01	28	17:29	47
9(土)	大	11:55	412	23:58	369	5:38	13	18:09	57
10(日)	大	—	—	12:37	407	6:15	8	18:50	76
11(月)	大	0:33	355	13:20	392	6:53	13	19:31	100
12(火)	中	1:09	336	14:06	370	7:33	28	20:14	127
13(水)	中	1:46	312	14:57	342	8:15	51	21:04	154
14(木)	中	2:29	286	15:59	316	9:02	79	22:07	176
15(金)	小	3:24	260	17:18	297	10:02	108	23:40	185
16(土)	小	4:54	241	18:44	291	11:25	130	—	—
17(日)	長	6:45	241	19:53	295	1:24	176	13:03	137
18(月)	若	8:06	258	20:41	302	2:29	155	14:19	131
19(火)	中	9:00	281	21:18	309	3:11	133	15:12	122
20(水)	中	9:40	303	21:47	315	3:42	112	15:52	115
21(木)	中	10:14	323	22:14	320	4:09	92	16:25	109
22(金)	大	10:45	340	22:39	324	4:34	74	16:56	106
23(土)	大	11:16	355	23:05	327	4:59	57	17:26	105
24(日)	大	11:47	365	23:33	328	5:25	43	17:56	107
25(月)	大	—	—	12:21	369	5:54	33	18:29	112
26(火)	中	0:03	326	12:58	368	6:26	28	19:05	121
27(水)	中	0:36	320	13:39	360	7:02	30	19:45	131
28(木)	中	1:15	309	14:27	347	7:44	40	20:33	143
29(金)	小	2:01	295	15:24	332	8:33	56	21:32	153
30(土)	小	3:02	279	16:32	319	9:34	77	22:46	155
31(日)	小	4:25	268	17:48	314	10:51	94	—	—

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

愛媛県労働局からのお知らせ

11月1日(月)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第2期分の納付期限となっております。

事業主の皆様へは、10月16日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

「一人でも雇ったら、入ろう。労働保険」

11月は、労働保険適用促進強化期間

労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国的に労働保険の加入促進に努めています。

労働保険についてのご相談・お問合せは

愛媛労働局労働保険徴収室又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークにおたずね下さい。

【お問合せ先】愛媛労働局労働保険徴収室
TEL 089 (935) 5202